

# 環境方針

## 1 基本理念

山科区は、山紫水明の豊かな自然と脈々と受け継がれてきた歴史や文化があり、更に、交通の要衝として、古くから人々が集い交流を重ねてきたまちです。

この素晴らしい自然や人々の営みを継承・発展させ、次世代へ引き継いでいくことは、更に魅力あふれた山科区となるための重要な課題です。

一方、21世紀は環境の世紀とも言われており、人々の日々の営みと深く関係する環境問題は、今や地球的規模で解決すべきテーマであり、決して看過できない問題です。この重大な課題に取り組むため、山科区役所においては、平成23年3月に策定しました「第2期山科区基本計画」において、「環境を守り継ぐ」ことを基本施策の一つに掲げ、環境に関する業務や環境啓発等を通じて、区民・事業者の皆様とともに、環境にやさしいまちづくりを一層進めてまいります。

## 2 基本方針

### (1) 環境にやさしい循環型のまちづくりの推進を目指します。

京都市環境基本条例の理念に基づき、健全で恵み豊かな環境を大切にし、環境マネジメントシステムを運用して環境にやさしい山科区の実現を進めます。

### (2) 環境負荷低減の取組を総合的に推進します。

総合庁舎において、直接及び間接的に環境に与える影響を総合的に把握し、環境目的及び環境目標を定め、定期的に見直し、環境負荷低減の取組を進めます。また、以下の項目については、特に優先して取り組みます。

ア CO<sub>2</sub>の削減を目指し、電気やガスの使用量削減等を推進します。

イ 廃棄物処分量の削減等のリサイクルを推進します。

ウ コピーは必要最小限に止めるとともに、両面コピーを活用し、コピー用紙使用量の抑制等の省資源を徹底します。

エ 物品等の調達に際して、グリーン購入法による調達や、エコ商品の調達を推進します。

オ 環境に関する業務や環境啓発等を通じて、区民・事業者の皆様とともに、環境に配慮した取組を推進します。

### (3) 全ての職員が一步一步着実に取り組みます。

職員が各自の事務活動を通じて、環境にやさしい行動が定着することを目指すため、研修等により、負荷低減の取組を一步一步着実に進め、環境保全の継続的な改善を図り、汚染の予防に努めます。

### (4) 環境関連法令、規則、協定を遵守します。

環境に関する法規制及びその他の同意事項を遵守し、継続的な環境保全に取り組みます。

### (5) 環境方針を一般に公表します。

この環境方針は、全職員に周知徹底するとともに、庁内外に公表します。

平成27年4月1日

山科区長 堀池 雅彦